

証券コード 6231
2020年6月5日

株 主 各 位

大阪市中央区上本町西五丁目3番5号
木村工機株式会社
代表取締役 木村 恵一
執行役員社長

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後5時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午後2時
2. 場 所 大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号
シェラトン都ホテル大阪 「明日香の間」（3階）
※開催時刻及び開催場所が、前回臨時株主総会時と異なりますので、
お間違えのないようご注意ください。
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 第73期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 剰余金処分の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当社では、ご出席の株主様に対するお土産の配布は実施しておりません。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kimukoh.co.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した対象の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kimukoh.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

本定時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のために下記のとおりご案内いたします。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

<株主様へのお願い>

- ・風邪症状がある方等体調不良の有無に関わらず、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましても、接触感染リスク低減のため、本定時株主総会へのご出席をお控えいただくことを強く推奨申し上げます。
- ・議決権の行使は書面によっても可能ですので、ご検討ください。
- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用及び消毒液のご使用にご協力をお願い申し上げます。
- ・会場は、接触感染リスク低減のため座席間隔を広げることから、ご用意できる席数がかなり限られることとなります。席数を上回るご来場の場合、入場制限を行わせていただくざるを得ない場合も想定されますので、予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

<接触感染リスク低減のための当社の対応>

- ・運営スタッフは、事前に検温を実施し、体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・会場内各所に消毒液を設置いたします。
- ・お飲み物のご提供は中止させていただきます。

本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。

<https://www.kimukoh.co.jp/>

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の経営成績の概況

当事業年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦や消費税率引上げ等のマイナス要因はあったものの、東京オリンピック関連の建設投資や堅調な民間設備投資等を背景に、2019年12月頃までは、景気は適温状態が続きました。

しかしながら、2020年1月頃より、世界的に新型コロナ問題が急速に拡大しわが国もその影響を受け、景気全般に減速感が漂い始めました。

このような状況のもと、当社では分野別最適空調（産業用、商業用、保健用）を目指し、顧客ニーズを取り込んだ各種新製品が好調で、特に産業用高性能空調機や学校・ホテル・病院を中心とした保健空調分野が堅調な伸びを示し、収益力向上に貢献いたしました。

なお、同年3月頃より建設工事の停滞や延期が見込まれ、受注が鈍化傾向となりましたが、当期売上への影響は軽微でした。

この結果、当期の経営成績は、売上高12,121百万円（前年同期比9.4%増）、営業利益1,915百万円（同28.0%増）、経常利益1,865百万円（同26.2%増）、当期純利益1,286百万円（同25.8%増）を計上することができました。

本年3月13日には永年の目標である東京証券取引所市場第二部への上場が達成でき、これを機に更なる発展を目指します。

これはひとえに株主の皆様のご指導ご鞭撻の賜物と、厚く御礼申し上げます。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、652百万円で、主なものとして八尾製作所における生産性向上のための機械装置等が232百万円、河芸製作所における生産性向上のための機械装置等が179百万円、八尾製作所の工場用地取得による土地が101百万円、河芸製作所の工場用地取得による土地が43百万円、その他95百万円となります。

(3) 資金調達状況

当社は、2020年3月13日に東京証券取引所に上場し、公募増資により549百万円の資金調達を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、予期せぬ世界的な新型コロナの問題により、環境が一変し、各業界とも大きな影響を受けている状況です。このような事業環境のもと、この問題の収束を視野に入れ、次の重点課題に取り組んでまいります。

① 従来型快適空調から健康、衛生指向の空調を目指します。

従来の室内環境を中心とした「快適空調」からもう一歩前に出て、健康、衛生を兼ね備えた本格的「快適健康空調」の実現に努めてまいります。

当社ではすでに空冷HP式による熱回収外調機やルーフトップ外調機を供給しておりますが、更に換気機能の向上、排気熱回収時のリーク防止、加湿量の確保、空気清浄化等を進化させた製品開発に取り組めます。

② 地球温暖化対策のため冷温水式空調の復活を図ります。

時代は冷温水式空調から空冷HP式空調へと移行してまいりましたが、近年、地球温暖化対策のため冷温水式空調の復活が求められています。そのため、還り水大温度差運転や低負荷時制御技術の確立、空調自動制御装置や風を感じない快適環境づくり等の空調システム機器を充実いたします。

③ 冷温水式と空冷HP式のコラボレーションを推進いたします。

相互の利点を活かした新空調システムを構築、特に冷温水式での大温度差化や低負荷30%対応技術による省エネ性と空冷HP式による外気処理、熱回収、除湿、加湿、中間期冷暖フリー、外気冷房などを複合システム化させ、設備合理化を図ります。

④ 部品力を強化いたします。

新製品開発の基礎は最適部品の確保が重要で、そのために他社との連携や自社独自部品の開発を積極的に行い、部品力の更なる強化に努めます。また「快適健康空調」実現のために必要となる「ハイブリッド加湿器」や結露防止を兼ねた放射整流「環境エアビーム」に注力してまいります。

- ⑤ 生産効率向上、生産力の増強を図ります。
 当社の中長期の成長には、生産効率、生産力増強が重要な課題であり、市場動向を見極めながら新工場建設計画の推進等に取り組んでまいります。
- ⑥ 組織の強化、人材育成を推進いたします。
 株式上場に伴い、各事業所内の管理機能を充実させ、各事業所が計画遂行のために自立した組織づくりを目指します。また、これらを実現させるための社員研修センターを設け人材育成を強化してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 70 期	第 71 期	第 72 期	第 73 期
	2016年 4月 1日から 2017年 3月31日まで	2017年 4月 1日から 2018年 3月31日まで	2018年 4月 1日から 2019年 3月31日まで	(当期) 2019年 4月 1日から 2020年 3月31日まで
売 上 高(百万円)	8,694	9,535	11,082	12,121
経 常 利 益(百万円)	688	965	1,478	1,865
当 期 純 利 益(百万円)	299	725	1,022	1,286
1 株 当 た り 利 益 (円)	89.83	219.08	288.87	359.36
総 資 産(百万円)	7,813	8,174	9,679	11,888
純 資 産(百万円)	2,066	2,819	3,827	5,604
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	624.26	809.58	1,075.49	1,465.02

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。
 なお、期中平均及び期末の発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。
2. 消費税等の処理は、税抜方式によっております。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

各種空調システム機器の開発、製造、販売並びに保守管理を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

本 社	大阪市中央区上町A番23号
営 業 本 部	東京 (東京都千代田区)、大阪 (大阪市中央区)、名古屋 (名古屋市中村区)
支 店	仙台 (仙台市青葉区)、福岡 (福岡市博多区)、広島 (広島市南区)
営 業 所	札幌 (札幌市中央区)、金沢 (石川県金沢市)
製 作 所	八尾 (大阪府八尾市)、河芸 (三重県津市)
シ ョ ー ル ー ム	東京 (東京都千代田区)、大阪 (大阪市中央区)、名古屋 (名古屋市中村区)

(注) 1. 2020年3月1日付で空調設備事業部は大阪営業本部空調設備部に、広島営業所は広島支店にそれぞれ改組いたしました。

2. 当社は2020年5月11日に大阪市中央区上本町西五丁目3番5号に本社を移転いたしました。

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

従 業 員 数	対前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
381名	12名増	41.1歳	11.7年

(注) 従業員数には、契約社員 (パートタイマー等) 52名が含まれております。

(9) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	280
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	200
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	121
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	100
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	98
株 式 会 社 中 国 銀 行	62

2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,849,000株 (自己株式23,600株を含む)
 (3) 株主数 1,646名
 (4) 大株主 (上位11名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 K I M U R A	420	10.98
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	200	5.23
木 村 恵 一	189	4.94
大 河 内 英 枝	168	4.39
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	165	4.31
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	160	4.18
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	140	3.66
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	120	3.14
木 村 晃	114	2.98
三 菱 電 機 株 式 会 社	100	2.61
神 鋼 商 事 株 式 会 社	100	2.61

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①定款の変更により、2019年12月24日付で発行可能株式総数は1,600,000株減少しております。
 ②2020年3月12日を払込期日とする公募増資により、発行済株式の総数は249,000株増加しております。

3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	木村 恵一	執行役員 社長 株式会社KIMURA 代表取締役
専務取締役	木村 晃	執行役員 管理本部長
常務取締役	清水 直文	執行役員 東京営業本部長
常務取締役	大村 英人	執行役員 事業推進本部長
取締役	泉 晃	執行役員 八尾製作所長
取締役	登尾 公彦	執行役員 大阪営業本部長
取締役	西家 伸郎	第一生命保険株式会社 大阪法人営業部部長
取締役	佐藤 信孝	MOE 佐藤事務所 所長
常勤監査役	吉田 和彦	
監査役	鶴谷 研一	
監査役	加納 淳子	弁護士法人第一法律事務所 パートナー弁護士
監査役	佐々木 健次	佐々木健次公認会計士事務所 所長 二千八株式会社 監査役 (社外)

- (注) 1. 取締役西家伸郎氏及び取締役佐藤信孝氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役吉田和彦氏、監査役加納淳子氏及び監査役佐々木健次氏は、社外監査役であります。
3. 監査役佐々木健次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ①2019年6月21日開催の第72回定時株主総会において、佐々木健次氏が監査役に新たに選任され、同日付で就任いたしました。
- ②2019年6月21日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、監査役森並勇氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社は、社外取締役西家伸郎氏及び佐藤信孝氏並びに社外監査役吉田和彦氏、加納淳子氏及び佐々木健次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。
執行役員は取締役6名のほか、以下の7名で構成されております。

氏 名	担 当
梶 田 正 和	八尾製作所所長代理
笠 原 和 行	技術本部長
大 野 直 輝	名古屋営業本部長
浦 野 勝 博	河芸製作所長
綿 引 康 明	東京営業本部副本部長
江 原 拓 志	八尾製作所副所長
西 島 務	経営企画部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役ともに会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1)	137百万円 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (4)	20 (16)
合 計 (うち社外役員)	12 (5)	158 (20)

- (注) 1. 上記には、2019年6月21日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役（2名）の使用人分給与を13百万円支払っております。
3. 取締役の報酬限度額は、1986年11月20日開催の臨時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1996年6月28日開催の第49回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。
5. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であります。上記員数には、無報酬の社外取締役1名は除いております。
6. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額（社外取締役を除く取締役6名）39百万円
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額（社外取締役を除く取締役6名）11百万円

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役西家伸郎氏は、第一生命保険株式会社大阪法人営業部部长であります。当社と兼職先との間には生命保険契約の取引関係があります。当社と兼職先との間にはそれ以外に特別の関係はありません。
- ・取締役佐藤信孝氏は、MOE佐藤事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加納淳子氏は、弁護士法人第一法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役佐々木健次氏は、佐々木健次公認会計士事務所所長、二チハ株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 西 家 伸 郎	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。取締役会において、主に金融市場における幅広い見識から適宜発言を行っております。
取締役 佐 藤 信 孝	当事業年度に開催された取締役会21回の全てに出席いたしました。取締役会において、主に設備設計における幅広い見識から適宜発言を行っております。
監査役 吉 田 和 彦	当事業年度に開催された取締役会21回のうち17回に、また、監査役会14回のうち9回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に空調設備における幅広い見識から適宜発言を行っております。
監査役 加 納 淳 子	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 佐 々 木 健 次	2019年6月21日就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社とEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、「社是」「社訓」及び「コンプライアンス規程」を定め社内に周知する。
 - (b) 各部門のコンプライアンスを統括する組織として、代表取締役執行役員社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、行動規範及び行動基準の管理、改訂を行う。
 - (c) 企業統治機能の強化を図るための組織として、内部監査室を設置し、内部統制システムのより一層の強化を図る。
 - (d) 内部通報制度を設け、違法行為が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合に内部通報窓口に直ちに通報するものとして社内規程を定める。
 - (e) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 法令及び社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存及び管理を行う。
 - (b) 情報の管理については、情報セキュリティに関する社内規程や運用指針、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図る。
 - (c) 情報の適切な管理を行うため、法令及び社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 「リスク管理規程」を定め、代表取締役執行役員社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」においてリスクの洗い出し・評価の報告及び対応方針の決定を行う。
 - (b) 管理部門各セクションによる日常的なリスク管理に対するサポートを行い、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置又はリスクを最小化するために必要な措置を講じる。
 - (c) 万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合、代表取締役執行役員社長若しくは代表取締役執行役員社長から指名された者を本部長とする対策本部を設置し、情報収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 毎月1回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針及び経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務遂行を監督する。また、取締役・執行役員をもって構成される執行役員会を毎月1回開催し、重要な業務遂行を審議する。

- (b) 経営管理上の重要事項の指定、意思決定プロセス、周知徹底及び記録保存等の取扱いについては社内規程を定める。さらに、取締役会で決議すべき事項及びその他の重要事項は、取締役会規則その他重要事項に関する規程に定め、法令及び定款の定めに基づいた適法かつ円滑な運営を図る。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項、及び当該従業員からの独立性の確保に関する体制
- (a) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会で協議のうえ、その職務に相応しい従業員を速やかに任命することとする。
- (b) 監査役を補助すべき従業員は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの独立性を確保されるとともに、当該従業員の人事異動については事前に監査役と協議のうえ、行うものとする。
- ⑥ 取締役及び従業員が監査役会に報告するための体制
- (a) 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及び違法行為等が発生若しくは発生するおそれがあると判断した場合、直ちに監査役会に報告することとする。
- (b) 監査役は代表取締役と定期的に会合をもつ他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて重要な書類を閲覧し、説明を求めることができるものとする。
- (c) 監査役会は、取締役及び従業員から報告を受ける他、会計監査人及び内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。
- (d) 監査役へ報告を行った者及び内部通報窓口へ通報を行った者に対し、当該報告・通報をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役がその職務の遂行について生ずる費用を、当社に対し請求したときは、速やかに処理することとする。
- (b) 監査役がその職務を遂行するにあたり必要と認められた場合は、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携することを認める。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制
- (a) 反社会的勢力に対して断固たる行動で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針として周知徹底する。
- (b) 反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① リスク及びコンプライアンス管理体制について

リスク管理については、月次で開催される「リスク・コンプライアンス委員会」において、リスクの洗い出し・評価・一次対応の報告が行われ、重要な事項については対応方針の決定がなされています。

コンプライアンスについては、上記同様に報告及び対応方針の決定が行われるとともに、業務と関連が強い法令については月次でモニタリングが行われており、その結果は「リスク・コンプライアンス委員会」で報告され、対応方針の決定がなされています。

なお、「リスク・コンプライアンス委員会」は執行役員で構成されており当事業年度は12回開催いたしました。

② 取締役の職務執行について

当事業年度は、定例取締役会及び臨時取締役会を21回開催いたしました。経営上の重要事項を決定するとともに、各部門からの重要事項の報告を受けております。また、監督機能を強化するため、高い見識を有する社外取締役2名を選任しており、経営上の重要事項の審議及び重要な報告に対して意見・助言等が適宜なされております。

③ 監査役監査の職務執行について

定時監査役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、当事業年度は合わせて14回開催いたしました。

監査役は取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるほか、業務執行取締役とは執行状況の聴取及び重要な決裁文書の閲覧を通して、また社外取締役とは定期的な会合での意見交換を通して、取締役の職務執行の適正性及び適法性を監査しております。

さらに、監査役は内部監査室から監査結果の報告を受け、会計監査人及び内部監査室と定期的にミーティングを設ける等により緊密な相互連携をとることで、監査役監査の実効性を図っております。

④ 内部監査について

通常の業務執行部門とは独立した内部監査室が、各部門の往査等を通じ、業務活動の適正性及び合理性及び内部統制システムの適合性等を監査し、経営者への報告並びに改善提言を行っております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		金額	負債の部		金額
資科	産目		負科	債目	
流動資産		6,931,182	流動負債		3,742,223
現金及び預金		1,239,764	支払手形		66,192
受取手形		1,301,250	電子記録債権		923,636
電子記録債権		575,206	買掛金		472,450
売掛金		2,342,439	短期借入金		685,000
製品		726,733	一年以内返済予定の長期借入金		71,582
仕掛品		233,478	リース債権		41,344
原材料及び貯蔵品		466,124	未払金		566,052
前払費用		61,244	未払費用		47,996
その他		978	未払法人税等		307,810
貸倒引当金		△16,036	前受り金		17,472
固定資産		4,957,815	賞与引当金		73,770
有形固定資産		3,630,938	役員賞与引当金		234,180
建物		1,082,135	製品保証引当金		39,903
構築物		17,582	その他		12,121
機械及び装置		529,639	固定負債		2,542,487
車両運搬具		2,280	長期借入金		210,380
工具、器具及び備品		137,819	リース債権		33,041
土地		1,815,167	資産除去債務		106,126
リース資産		44,762	退職給付引当金		1,830,808
建設仮勘定		1,551	役員退職慰労引当金		285,345
無形固定資産		83,281	その他		76,785
ソフトウェア		58,951	負債合計		6,284,711
リース資産		24,067	純資産の部		
その他		262	株主資本		5,604,580
投資その他の資産		1,243,594	資本金		744,896
投資有価証券		22,978	資本剰余金		697,650
長期前払費用		4,553	資本準備金		637,896
繰延税金資産		698,772	その他資本剰余金		59,754
その他		543,829	利益剰余金		4,167,018
貸倒引当金		△26,539	利益準備金		117,500
資産合計		11,888,997	その他利益剰余金		4,049,518
			別途積立金		2,650,000
			繰越利益剰余金		1,399,518
			自己株式		△4,984
			評価・換算差額等		△294
			その他有価証券評価差額金		△294
			純資産合計		5,604,286
			負債純資産合計		11,888,997

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,121,347
売上原価	7,048,898
売上総利益	5,072,448
販売費及び一般管理費	3,157,194
営業利益	1,915,253
営業外収益	
作業者くず売却益	9,334
保険事務手数料	3,019
保険解約返戻金	2,159
貸倒引当金戻入額	123
業務受託料	2,030
その他	3,256
合計	19,922
営業外費用	
支払利息	19,592
債権売却損	23,694
株式交付費	23,852
その他	2,474
合計	69,613
経常利益	1,865,562
特別利益	
投資有価証券売却益	3,086
特別損失	
固定資産除却損	33,066
減損損失	31,292
合計	64,359
税引前当期純利益	1,804,289
法人税、住民税及び事業税	551,500
法人税等調整額	△33,966
当期純利益	1,286,756

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

木村工機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 豊 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三 戸 康 嗣 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、木村工機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2020年4月10日開催の取締役会において、固定資産（土地）の取得について決議し、2020年4月24日に売買契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

木村工機株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役）
監 査 役
社外監査役
社外監査役

吉田 和彦 ㊟
鶴谷 研一 ㊟
加納 淳子 ㊟
佐々木 健次 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

第73期の期末配当につきましては、会社をとりまく環境が依然不透明ではありますが、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期の期末配当につきましては、当期の好調な業績に応じた利益還元を勘案するとともに、2020年3月13日に東京証券取引所市場第二部に上場することができましたことから、記念配当を加え増配とし、当社普通株式1株につき金25円（うち、普通配当20円、記念配当5円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は95,635,000円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日といたしたいと存じます。

以 上

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

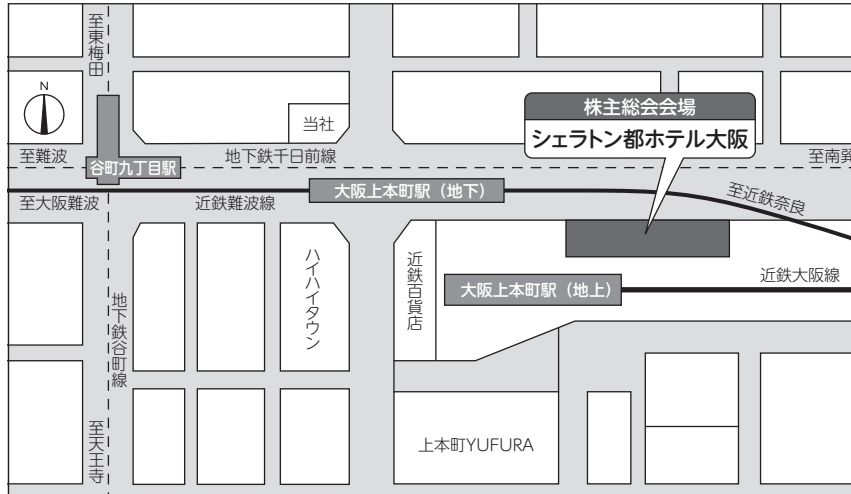
メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号

シェラトン都ホテル大阪 「明日香の間」 (3階)



【最寄り駅からのご案内】

- ・ 近鉄 「大阪上本町駅」直結
- ・ 地下鉄 谷町線・千日前線「谷町九丁目駅」より徒歩約5分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。